

事業所・企業等が調査対象の基幹統計調査における調査対象

資料 2

令和3年4月1日時点の状況を照会

No.	統計調査	調査票	No.	調査対象の属性的範囲							報告義務者	事業所 母集団 DB使用	
				個人	世帯	事業所	企業・法人・団体	地方公共団体	その他	その他の内容			具体的な説明
6	個人企業経済調査		7			○					産業分類D(建設業)、E(製造業)、G(情報通信業)～R(サービス業(他に分類されないもの))を主たる事業とする個人企業に係る事業所。ただし個人企業が複数の事業所を有する場合は本所となる事業所	報告者となった個人企業を経営する者(事業主)	○
7	科学技術研究調査		8				○	○	非営利団体・公的機関、大学等	所定の産業分類に属する資本金又は出資金が1千万円以上の会社、科学技術に関する試験研究又は調査研究を主たる目的としている法人、科学技術に関する試験研究又は調査研究を目的として設置されている独立行政法人・国の機関・地方公共団体の施設、学校教育法に基づく大学の学部等	法人の場合にあってはこれを代表する者、法人以外の場合にあってはこれを管理する者	○	
12	経済センサス-基礎調査		13			○				【甲調査】民営事業所(個人経営の農林漁業等を除く。) 【乙調査】国及び地方公共団体の事業所	事業所の管理責任者	○	
	経済センサス-活動調査		14			○				民営事業所(個人経営の農林漁業等を除く。)	・支所となる事業所を有する企業 当該企業の本所事業所の管理責任者 ・その他の事業所 当該事業所の管理責任者	○	
12	経済構造実態調査	甲調査	15				○			産業分類大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業(個人経営の企業及び農林漁業、建設業等、一部の産業の企業を除く。)	報告者となる企業の管理責任者	○	
13	法人企業統計調査	年次調査	16				○			本邦に本店を有する合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社並びに本邦に主たる事務所を有する信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、生命保険相互会社及び損害保険相互会社	調査対象法人を代表する者		
		四半期調査	17				○			資本金1,000万円以上の本邦に本店を有する合名会社、合資会社、合同会社及び株式会社並びに本邦に主たる事務所を有する信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、生命保険相互会社及び損害保険相互会社	調査対象法人を代表する者		

No	統計調査	調査票	No	調査対象の属性的範囲							具体的な説明	報告義務者	事業所 母集団 DB使用
				個人	世帯	事業所	企業・法人・団体	地方公共団体	その他	その他の内容			
14	民間給与実態統計調査		18			○					所得税法の規定により、給与等について源泉徴収する義務がある者	源泉徴収義務者	
15	学校基本調査		19			○	○	○			学校（注）及び学校の設置者 （注）学校とは、学校教育法に基づく、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「改正こども園法」という。）に基づく、幼保連携型認定こども園をいう。	①学校調査、⑥卒業後の状況調査；学校の長 ②学校通信教育調査；通信制課程を有する学校の長 ③不就学学齢児童生徒調査；市区町村教育委員会 ④学校施設調査、⑤学校経費調査；学校設置者	
16	学校保健統計調査		20			○					学校（注） （注）学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく、幼保連携型認定こども園のうち、文部科学大臣があらかじめ指定する学校をいう。	調査実施校の長	
17	学校教員統計調査		21			○					幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校	学校の長	
18	社会教育調査	社会教育行政調査票	22					○			都道府県教育委員会及び市町村教育委員会（特別区教育委員会、教育事務組合、広域連合及び共同設置の教育委員会を含む。）	都道府県教育委員会、市町村教育委員会	
		公民館調査票	23			○					（ア）社会教育法第21条の規定に基づき設置された公民館 （イ）社会教育法第42条に規定する公民館類似施設のうち、市町村が設置した施設で市町村教育委員会が所管するもの	（7）市町村立及び私立の公民館の長 （4）市町村立の公民館類似施設の長	○
		図書館調査票	24			○					（ア）図書館法第2条に規定する図書館 （イ）図書館法第29条に規定する図書館同種施設のうち、地方公共団体が設置したもの	（7）都道府県立、市町村立及び私立の図書館の長 （4）都道府県立及び市町村立の図書館同種施設の長	○

No	統計調査	調査票	No	調査対象の属性的範囲							報告義務者	事業所 母集団 DB使用	
				個人	世帯	事業所	企業・法人・団体	地方公共団体	その他	その他の内容			具体的な説明
18	社会教育調査	博物館調査票	25			○					(ア)博物館法第2条に規定する博物館 (イ)博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設 (ウ)博物館と同種の事業を行い、博物館法第29条に規定する博物館に相当する施設と同等以上の規模の施設	(7) 国立及び独立行政法人立（国立大学法人及び大学共同利用機関法人を含む。）の博物館相当施設及び博物館類似施設の長 (4) 都道府県立、市町村立及び私立の博物館、博物館相当施設及び博物館類似施設（都道府県（市町村）が設立団体である地方独立行政法人が設置する博物館相当施設及び博物館類似施設を含む。）の長	○
		青少年教育施設調査票	26			○					青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供する目的で、地方公共団体又は独立行政法人が設置した社会教育施設	都道府県立、市町村立及び独立行政法人立の青少年教育施設の長	○
		女性教育施設調査票	27			○					女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供する目的で、地方公共団体、独立行政法人又は一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人が設置した社会教育施設	都道府県立、市町村立、独立行政法人立及び私立の女性教育施設の長	○
		体育施設調査票（社会体	28			○					一般の利用に供する目的で地方公共団体、独立行政法人間が設置した体育館、水泳プール及び運動場等のスポーツ施設	都道府県立、市町村立、独立行政法人立の体育施設の長	○
		体育施設調査票（民間体育施設）	29			○					一般の利用に供する目的で民間が設置した体育館、水泳プール及び運動場等のスポーツ施設	私立の体育施設の長	○
		劇場、音楽堂等調査票	30			○					地方公共団体、独立行政法人又は民間が設置する劇場、音楽堂等（劇場、音楽堂、文化会館、市民会館、文化センター等）で座席数300以上のホールを有するもの	都道府県立、市町村立、独立行政法人立及び私立の劇場、音楽堂等の長	○
		生涯学習センター調査票	31			○					地域における生涯学習を推進するための中心機関として地方公共団体が設置した施設	都道府県立及び市町村立の生涯学習センターの長	○

No	統計調査	調査票	No	調査対象の属性的範囲							報告義務者	事業所 母集団 DB使用	
				個人	世帯	事業所	企業・法人・団体	地方公共団体	その他	その他の内容			具体的な説明
20	毎月勤労統計調査	第一種事業所調査票 (全国・地方)	33			○					産業分類大分類、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。）」に属する、常用労働者を常時30人以上雇用する事業所	調査事業所の事業主	○
		第二種事業所調査票 (全国・地方)	34			○					産業分類大分類、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。）」に属する、常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所	調査事業所の事業主	○
		特別調査票	35			○						産業分類大分類、「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。）」に属する、調査期日現在において、常用労働者を5人未満雇用する事業所	調査事業所の事業主
21	薬事工業生産動態統計調査		36			○					医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定により、厚生労働大臣の許可を受け、医薬品等を製造販売する者	製造販売業者の主たる事務所の責任者	
22	医療施設調査	静態調査	37			○					【病院票】 病院 【一般診療所票】 一般診療所 【歯科診療所票】 歯科診療所	医療施設の管理者	
23	患者調査		39			○					【病院入院(奇数)票、病院外来(奇数)票、病院(偶数)票及び病院退院票】 病院 【一般診療所票及び一般診療所退院票】 一般診療所 【歯科診療所票】 歯科診療所	医療施設の管理者	
24	賃金構造基本統計調査		40			○					・産業分類大分類「農業,林業」、「漁業」等を除く16大産業に属する事業所であって、常用労働者5人以上を雇用する民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)及び常用労働者10人以上を雇用する公営事業所 ・上記事業所に雇用される労働者	調査事業所の事業主。ただし、厚生労働大臣が指定する企業(以下「一括調査企業」という。)に属する調査事業所においては、一括調査企業を代表する者。	○

No	統計調査	調査票	No	調査対象の属性的範囲							報告義務者	事業所 母集団 DB使用	
				個人	世帯	事業所	企業・法人・団体	地方公共団体	その他	その他の内容			具体的な説明
26	農林業センサス	農林業経営体調査票	43		○	○	○	○			農林業経営体 別添1 「農林業経営体」とは、次の各号のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 1 経営耕地面積が30アール以上の規模の農業 2 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が所定の規模以上の農業 3 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ヘクタール以上の規模の林業（育林又は伐採を適切に実施する者に限る。） 4 農作業の受託の事業 5 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業	農林業経営体を代表する者	
27	牛乳乳製品統計調査	基礎調査票	46			○					牛乳処理場及び乳製品工場を代表する者	○	
		月別調査票	47			○				産業分類細分類 0913－処理牛乳・乳飲料製造業及び 0914－乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く）に属する事業所のうち牛乳処理場及び乳製品工場（農林水産大臣が定める規模に満たないものを除く。以下同じ。）並びにこれらを管理する本店又は主たる事務所	牛乳処理場及び乳製品工場並びにこれらを管理する本店又は主たる事務所を代表する者	○	
28	作物統計調査	作付面積調査（水稲以外）（てんさい、さとうきび以外）	50			○	○				関係団体等（農業協同組合、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体）	関係団体等を代表する者	
		作付面積調査（水稲以外）（てんさい、さとうきび）	51			○	○				製糖会社、製糖工場	製糖会社、製糖工場を代表する者	
		作況調査（収穫量調査（水稲以外（てんさい、さとうきび、茶以外）（関係団体調査）））	53			○	○				関係団体等（農業協同組合、集出荷団体、集出荷業者、その他の関係団体）	関係団体等を代表する者	
		作況調査（収穫量調査（水稲以外（てんさい、さとうきび）（関係団体調査）））	54			○	○				製糖会社、製糖工場	製糖会社、製糖工場を代表する者	
		作況調査（収穫量調査（水稲以外（茶）（関係団体調査）））	55			○	○				荒茶工場	荒茶工場を代表する者	
		作況調査（収穫量調査（水稲以外）（標本経営体調査））	56	○	○	○	○				農林業経営体	農林業経営体を代表する者	

No	統計調査	調査票	No	調査対象の属性的範囲							報告義務者	事業所 母集団 DB使用	
				個人	世帯	事業所	企業・法人・団体	地方公共団体	その他	その他の内容			具体的な説明
29	海面漁業生産統計調査	海面漁業漁獲統計調査票	58	○	○	○	○				海面漁業経営体（注2）及び水揚機関（注3）（注2）「海面漁業経営体」とは、海面漁業を営む世帯又は事業所をいう。（注3）「水揚機関」とは、生産物（海面漁業において採捕又は収穫された水産動植物をいう。）の陸揚地に生産物の売買取引を目的とする市場を開設している者及び生産物の陸揚地に所在する漁業協同組合、会社等で、生産物の陸揚げをした者から生産物を譲り受け、又はその販売の委託を受けるものをいう。	海面漁業経営体又は水揚機関を代表する者	
		海面養殖業収穫統計調査票	59	○	○	○	○						
30	漁業センサス	海面漁業調査；漁業経営体調査票	60		○	○	○	○			漁業経営体（基準となる期日前1年間に海面漁業又は内水面漁業を営んだ世帯又は事業所をいう。調査対象の範囲の市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって行政施策上農林水産大臣が必要と認めるものを含む。）のうち海面漁業に係る漁業経営体。	漁業経営体を代表する者	○
		海面漁業調査；海面漁業地域調査票	61				○				漁業協同組合（内水面組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第18条第2項の内水面組合をいう。以下同じ。）を除く。）	漁業協同組合を代表する者	
		内水面漁業調査；内水面漁業経営体調査票	62		○	○	○	○			a 内水面漁業に係る漁業経営体のうち共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で農林水産大臣が定めるものにおいて水産動植物の採捕の事業を営む漁業経営体 b 内水面漁業に係る漁業経営体のうち内水面において養殖の事業を営む漁業経営体	内水面漁業経営体を代表する者	○
		内水面漁業調査；内水面漁業地域調査票	63				○				内水面組合	内水面組合を代表する者	
		流通加工調査；魚市場調査票	64				○				魚市場（注）（注）「魚市場」とは、基準となる期日前1年間に漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第一次段階の取引を行った市場をいう。	魚市場を開設する者	
		流通加工調査；冷凍・冷蔵、水産加工場調査票	65				○					水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所	水産加工業並びに冷凍及び冷蔵施設を営む事業所を代表する者
31	木材統計調査	基礎調査票	66				○				産業分類中分類「木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち、「一般製材業」、「単板（ベニヤ）製造業」、「木材チップ製造業」、「合板製造業」及び「集成材製造業」に属する事業所 ただし、「一般製材業」に属する事業所は、出力数 7.5kW 以上の製材用動力を有する事業所	製材、木材チップ、単板、合板、LVL、集成材又は CLT の生産を行う事業所（以下「製材工場等」という。）を代表する者	○
		製材月別調査票、合単板月別調査票	67				○				イ 製材月別調査票 産業分類に掲げる中分類「木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち、「一般製材業」に属する事業所かつ出力数7.5kW以上の製材用動力を有する事業所 ウ 合単板月別調査票 産業分類に掲げる中分類「木材・木製品製造業（家具を除く）」のうち、「単板（ベニヤ）製造業」及び「合板製造業」に属する事業所	イ 製材月別調査票 製材の生産を行う事業所を代表する者 ウ 合単板月別調査票 単板若しくは合板の生産を行う事業所を代表する者	○

No	統計調査	調査票	No	調査対象の属性的範囲							報告義務者	事業所 母集団 DB使用	
				個人	世帯	事業所	企業・法人・団体	地方公共団体	その他	その他の内容			
32	農業経営統計調査	経営統計調査（個人経営体及び水田作（集落営農）以外の法人経営体）	68	○	○		○				<p>農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体（農業経営体の定義については、別添1を参照。）とし、次の区分とする。</p> <p>①「個人経営体」とは、世帯による農業経営を行う経営体のうち法人格を有しない経営体をいう。</p> <p>②「法人経営体」とは、世帯による農業経営を行う経営体のうち法人格を有する経営体、農事組合法人及び会社組織による経営体をいう。</p> <p>別添1「農業経営体」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>1 その経営耕地面積が30 アール以上であること。</p> <p>2 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次に定める規模以上。</p> <p>(1) 露地野菜作付面積 15 アール</p> <p>(2) 施設野菜栽培面積 350 平方メートル</p> <p>(3) 果樹栽培面積 10 アール</p> <p>(4) 露地花き栽培面積 10 アール</p> <p>(5) 施設花き栽培面積 250 平方メートル</p> <p>(6) 搾乳牛飼養頭数 1 頭</p> <p>(7) 肥育牛飼養頭数 1 頭</p> <p>(8) 豚飼養頭数 15 頭</p> <p>(9) 採卵鶏飼養羽数 150 羽</p> <p>(10) プロイラー年間出荷羽数 千羽</p> <p>(11) その他 調査期間の開始の前日1年間における農業生産物の総販売額が50 万円に相当する事業の規模</p>	農業経営体を代表する者	
		経営統計調査（法人経営体の水田作（集落営農））	69				○			<p>別添1「農業経営体」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>1 その経営耕地面積が30 アール以上であること。</p> <p>2 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次に定める規模以上。</p> <p>(1) 露地野菜作付面積 15 アール</p> <p>(2) 施設野菜栽培面積 350 平方メートル</p> <p>(3) 果樹栽培面積 10 アール</p> <p>(4) 露地花き栽培面積 10 アール</p> <p>(5) 施設花き栽培面積 250 平方メートル</p> <p>(6) 搾乳牛飼養頭数 1 頭</p> <p>(7) 肥育牛飼養頭数 1 頭</p> <p>(8) 豚飼養頭数 15 頭</p> <p>(9) 採卵鶏飼養羽数 150 羽</p> <p>(10) プロイラー年間出荷羽数 千羽</p> <p>(11) その他 調査期間の開始の前日1年間における農業生産物の総販売額が50 万円に相当する事業の規模</p>	農業経営体を代表する者		
		生産費調査：個別経営体	70	○	○		○			<p>農業経営体のうち、農産物の販売を目的とする経営体（農業経営体の定義については、別添1を参照。）とし、次の区分とする。</p> <p>①「個別経営体」とは、世帯による農業経営を行う経営体（法人格を有する経営体を含む。）をいう。</p> <p>②「組織法人経営体」とは、「個別経営体」以外で農事組合法人及び会社組織による経営体をいう。</p> <p>別添1「農業経営体」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>1 その経営耕地面積が30 アール以上であること。</p> <p>2 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次に定める規模以上。</p> <p>(1) 露地野菜作付面積 15 アール</p> <p>(2) 施設野菜栽培面積 350 平方メートル</p> <p>(3) 果樹栽培面積 10 アール</p> <p>(4) 露地花き栽培面積 10 アール</p> <p>(5) 施設花き栽培面積 250 平方メートル</p> <p>(6) 搾乳牛飼養頭数 1 頭</p> <p>(7) 肥育牛飼養頭数 1 頭</p> <p>(8) 豚飼養頭数 15 頭</p> <p>(9) 採卵鶏飼養羽数 150 羽</p> <p>(10) プロイラー年間出荷羽数 千羽</p> <p>(11) その他 調査期間の開始の前日1年間における農業生産物の総販売額が50 万円に相当する事業の規模</p>	農業経営体を代表する者		
		生産費調査：組織法人経営体	71				○			<p>別添1「農業経営体」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>1 その経営耕地面積が30 アール以上であること。</p> <p>2 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数その他の事業の規模が次に定める規模以上。</p> <p>(1) 露地野菜作付面積 15 アール</p> <p>(2) 施設野菜栽培面積 350 平方メートル</p> <p>(3) 果樹栽培面積 10 アール</p> <p>(4) 露地花き栽培面積 10 アール</p> <p>(5) 施設花き栽培面積 250 平方メートル</p> <p>(6) 搾乳牛飼養頭数 1 頭</p> <p>(7) 肥育牛飼養頭数 1 頭</p> <p>(8) 豚飼養頭数 15 頭</p> <p>(9) 採卵鶏飼養羽数 150 羽</p> <p>(10) プロイラー年間出荷羽数 千羽</p> <p>(11) その他 調査期間の開始の前日1年間における農業生産物の総販売額が50 万円に相当する事業の規模</p>	農業経営体を代表する者		

No	統計調査	調査票	No	調査対象の属性的範囲							報告義務者	事業所 母集団 DB使用	
				個人	世帯	事業所	企業・法人・団体	地方公共団体	その他	その他の内容			具体的な説明
33	経済産業省生産動態統計調査		72			○					①鉱産物及び工業品（以下「生産品目」という。）を生産（加工を含む。）する事業所 ②上記①の事業所の生産品目の販売の管理を行っている事業所又は上記①の事業所へ生産品目の生産委託を行っている事業所	事業所及び特定事業所の管理責任者。ただし、経済産業大臣が定める基準に基づき指定する事業所を代表する者は、関係事業所（特定事業所以外の事業所であって、当該指定を受けたものをいう。）の調査票に掲げる事項のうち、当該指定を受けた事項について一括して報告する。	
34	ガス事業生産動態統計調査		73				○				ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第12項に規定するガス事業者（同条第10項に規定するガス製造事業者を除く。）	事業者の管理責任者（※） （※）ガス事業者に属する工場（事業場を含む。）の管理責任者を含む。	
35	石油製品需給動態統計調査		74			○					石油製品の製造業者、輸入業者若しくは特定石油販売業者（注1）又は原油受入業者（注2）に属する事業所であって、石油製品を輸入若しくは販売するもの又は輸入された原油若しくは国内で生産された原油を直接受け入れるもの。ただし、国家石油備蓄基地に係る事業所を除く。 （注1）「特定石油販売業者」とは、石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第2条第7項に定める者をいう。 （注2）「原油受入業者」とは、製造業者、輸入業者及び特定石油販売業者以外の者であって、輸入された原油又は国内で生産された原油を直接受け入れることを業とするものをいう。”	事業所の管理責任者	

No	統計調査	調査票	No	調査対象の属性的範囲							報告義務者	事業所 母集団 DB使用
				個人	世帯	事業所	企業・法人・団体	地方公共団体	その他	その他の内容		
36	商業動態統計調査		75			○	○			<p>＜卸売業＞</p> <p>①甲調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中分類「50各種商品卸売業」に属する事業所のうち従業者100人以上のもの。 ・中分類「51繊維・衣服等卸売業」から「55その他の卸売業（細分類「5598代理商,仲立業」を除く。）」までに属する事業所のうち従業者200人以上のもの。 <p>②乙調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中分類「50各種商品卸売業」から「55その他の卸売業（細分類「5598代理商,仲立業」を除く。）」までに属する事業所（前記①に規定する事業所を除く。）。 <p>＜小売業＞</p> <p>③乙調査</p> <p>中分類「56各種商品小売業」から「61無店舗小売業」までに属する事業所（後記④に規定する事業所及び⑤～⑧までに規定する対象企業の傘下事業所を除く。）。</p> <p>④丙調査</p> <p>中分類「56各種商品小売業」から「60その他の小売業」までに属する事業所のうち従業者50人以上のもの（後記⑤～⑧までに規定する対象企業の傘下事業所を除く。）であって、次の条件を満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「百貨店」（小分類「561百貨店、総合スーパー」に属する事業所のうち、売場面積の50%以上がセルフサービス方式不採用で、次に掲げる売場面積のもの）。 <ul style="list-style-type: none"> i）東京都特別区及び政令指定都市については3,000㎡以上 ii）前記i）以外の地域については1,500㎡以上 ・「スーパー」（売場面積の50%以上でセルフサービス方式を採用している事業所であって、売場面積が1,500㎡以上のもの。） <p>⑤丁1調査 細分類「5891コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）」に属する事業所（企業が自ら経営する事業所及び定型的な約款による契約に基づく事業所のいずれも含む。）を50店舗以上有する企業。</p> <p>⑥丁2調査 細分類「5931電気機械器具小売業（中古品を除く）」又は「5932電気事務機械器具小売業（中古品を除く）」に属する事業所（以下「家電専門店」という。）であって、売場面積が500㎡以上の家電専門店を10店舗以上有する企業。</p> <p>⑦丁3調査 細分類「6031ドラッグストア」に属する事業所（以下「ドラッグストア」という。）を50店舗以上有する企業又はドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業。</p> <p>⑧丁4調査 細分類「6091ホームセンター」に属する事業所（以下「ホームセンター」という。）を10店舗以上有する企業又はホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業。</p>	<p>左記の①～④の調査においては、事業所の管理責任者（一括調査企業にあっては、企業を代表する者）</p> <p>左記の⑤～⑧の調査においては、企業を代表する者</p>	
37	経済産業省特定業種石油等消費統計調査		76			○				<p>「パルプ・紙・板紙製品」、「化学工業製品」、「化学繊維製品」、「石油製品」、「窯業・土石製品」、「ガラス製品」、「鉄鋼」、「非鉄金属地金」及び「機械器具」を製造する事業所であって、経済産業省特定業種石油等消費統計調査規則（昭和55年通商産業省令第30号）別表で生産品目（加工品を含む。）ごとに定める調査の範囲（従事者規模等）に属する事業所</p>	事業所	
38	経済産業省企業活動基本調査		77				○			<p>日本標準産業分類の所定の分類に属する事業所を有する企業のうち、従業者50人以上かつ資本金額又は出資金額3000万円以上のもの。</p>	調査企業を代表する者	○

N o	統計調査	調査票	N o	調査対象の属性的範囲							報告義務者	事業所 母集団 DB使用	
				個人	世帯	事業所	企業・法人・団体	地方公共団体	その他	その他の内容			具体的な説明
	工業統計調査※		78			○					日本標準産業分類に掲げる「大分類E - 製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）	事業所の管理責任者	
12	経済構造実態調査	乙調査（旧特定サービス産業実態調査）※※	79			○	○				ア 日本標準産業分類に掲げる次の産業に属する企業 「小分類411-映像情報制作・配給業」、「小分類412-音声情報制作業」、「小分類413-新聞業」、「小分類414-出版業」、「小分類416-映像・音声・文字情報制作に付随するサービス業」、「小分類643-クレジットカード業、割賦金融業」 イ 日本標準産業分類に掲げる次の産業に属する事業所 「小分類391-ソフトウェア業」、「小分類392-情報処理・提供サービス業」、「小分類401-インターネット付随サービス業」、「小分類701-各種物品賃貸業」、「小分類702-産業用機械器具賃貸業」、「小分類703-事務用機械器具賃貸業」、「小分類704-自動車賃貸業」、「小分類705-スポーツ・娯楽用品賃貸業」、「小分類709-その他の物品賃貸業」、「小分類726-デザイン業」、「小分類731-広告業」、「小分類743-機械設計業」、「小分類745-計量証明業」、「小分類796-冠婚葬祭業」、「小分類801-映画館」、「小分類802-興行場（別掲を除く）、興行団」、「小分類804-スポーツ施設提供業」、「小分類805-公園、遊園地」、「小分類823-学習塾」、「小分類824-教養・技能教授業」、「小分類901-機械修理業（電気機械器具を除く）」、「小分類902-電気機械器具修理業」	報告者となる企業又は事業所の管理責任者	
40	造船造機統計調査	造船調査	82			○					鋼製船舶又は鋼船以外の船舶で総トン数20トン以上若しくは長さ15メートル以上のものの製造設備又は入きよ設備若しくは上架設備を有する工場（事業場を含む。）	工場を事実上管理する者	
		造機調査	83			○					国土交通大臣が告示で定める船舶用機関若しくは船舶用品の製造又は修繕に常時10人以上の従業員を使用している工場	工場を事実上管理する者	
42	鉄道車両等生産動態統計調査	鉄道車両生産（新造）調	86			○					鉄道車両等品目分類表（調査計画別表）に掲げる品目の製造等を行う事業所であって、日本標準産業分類に掲げる細分類「鉄道車両製造業」等に属する事業所。	事業所の管理責任者	
		鉄道車両生産（改造・修理）調査票、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査票、索道搬器運行装置生産調査票	87			○					鉄道車両等品目分類表（調査計画別表）に掲げる品目の製造等を行う事業所であって、日本標準産業分類に掲げる細分類「鉄道車両製造業」、「鉄道車両用部品製造業」、「交通信号保安装置製造業」、「物流運搬設備製造業」等に属する事業所。	事業所の管理責任者	

No	統計調査	調査票	No	調査対象の属性的範囲							報告義務者	事業所 母集団 DB使用	
				個人	世帯	事業所	企業・法人・団体	地方公共団体	その他	その他の内容			具体的な説明
43	建設工事統計調査	建設工事施工統計調査	88	○			○				建設業法上の許可を受けた建設業者	建設業許可業者	
		建設工事受注動態統計調査(甲調査)	89	○			○						
		建設工事受注動態統計調査(乙調査; 大手50社)	90				○						
44	船員労働統計調査	第3号様式(特殊船に乗り組む船員についての調査)	92			○					船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員であって、総トン数20トン以上の特殊船(引船、はしけ及び官公署船)(船舶所有者と同一の家族に属する者のみを使用する船舶を除く。)に乗り組む者	特殊船を所有する事業所の代表者	
45	自動車輸送統計調査	第3号様式(旅客営業用自動車(バス)(一般乗合・高速乗合・貸切・特定)(事業所))、第3号様式の2(旅客営業用自動車(バス)(一般乗合・高速乗合)(自動車))、第3号様式の3(旅客営業用自動車(バス)(貸切)(自動車))	94			○		○	自動車	【第3号様式】道路運送法(昭和26年法律第183号)に規定する一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業を営む事業所 【第3号様式の2、第3号様式の3】旅客の運送の用に供する自動車	事業所を管理する者		
46	内航船舶輸送統計調査	内航船舶輸送実績調査	95				○				内航海運業法(昭和27年法律第151号)に規定する内航運送をする事業を営む者のうち、総トン数20トン以上の船舶による輸送を行う者。	内航海運業法に規定する内航運送をする事業を営む者	
		自家用船舶輸送実績調査	96				○				内航海運業法に規定する自家用船舶による内航運送を行う者のうち、総トン数100トン以上の船舶による輸送を行う者。	内航海運業法に規定する自家用船舶により内航運送を行う者	

No	統計調査	調査票	No	調査対象の属性的範囲							報告義務者	事業所 母集団 DB使用	
				個人	世帯	事業所	企業・法人・団体	地方公共団体	その他	その他の内容			具体的な説明
47	法人土地・建物基本調査		97				○				<p>【調査票A】日本国内に本所・本社・本店を有する法人（国及び地方公共団体を除く。）</p> <p>【調査票B】産業分類中分類「33 電気業」、「34 ガス業」、「37 通信業」（小分類「371 固定電気通信業」及び「372 移動電気通信業」に限る。）、「38 放送業」及び「44 鉄道業」を営む法人、道路法（昭和27年法律第180号）で規定される自動車専用道路を所有している法人並びに土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき設立された土地改良区のうち水路を所有している法人</p> <p>【調査票C】資本金1億円以上の会社法人</p>	調査対象となる法人の代表者	○

※工業統計調査は、令和4年に経済構造実態調査に包摂され、母集団名簿は事業所母集団DBに変更。

※※経済構造実態調査乙調査（旧特定サービス産業実態調査）は、令和4年に廃止。

※※※鉄道車両等生産動態統計調査については、調査時点（3年4月1日）以降の検討により、調査対象特定に必要な情報が調査独自の属性情報であるため、現時点では母集団名簿としては事業所母集団DBを使用しないという判断をしている。

【参考】事業所母集団データベースに登録されている事業所・企業等の情報

登録情報源	登録情報の内容					
	登録事業所の属性的範囲					事業所・企業別登録情報の詳細
	個人	世帯	事業所	企業・法人・団体	地方公共団体	
<p>【統計調査】 経済センサス-基礎調査 -活動調査 経済構造実態調査 等</p> <p>【行政記録情報】 労働保険情報 商業・法人登記簿情報（法人番号公表サイト） （※上記2つの行政記録情報を基に、新たに事業を開始した、あるいは、廃業したと考えられる事業所・企業に対して照会を行い、その結果をデータベースに反映する。）</p>				○	○	<p>【登録されている情報】 名称、所在地、従業者数、産業分類、資本金、年間売上高、法人番号等</p> <p>【登録されていない情報】 品目別売上高、取得している許認可等</p>